

富山市教育委員会 3月定例会 資料

令和8年4月行政組織の一部改正に伴う
富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について

[教育総務課]

[学校再編推進課]

[学校施設課]

(1) 趣旨

簡素で効率的な組織機構の構築を目指すため、学校再編推進課整備係を廃止し、その業務を学校施設課へ移管することに伴い、富山市教育委員会行政組織規則を一部改正するもの。

(2) 改正内容

- ・学校再編推進課の係から「整備係」を削る。
- ・学校再編推進課の分掌事務から「(2)学校再編に係る学校施設の整備計画及び建設に関する事項」を削る。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市教育委員会事務決裁規則等の一部改正について

[教育総務課]

[学校教育課]

[学校保健課]

(1) 趣旨

富山市立義務教育学校水橋学園及び富山市立古志はるかぜ学園の設置に伴い、下記の規則及び規程を一部改正するもの。

- ①富山市教育委員会事務決裁規則
- ②富山市教育委員会事務専決規程
- ③富山市教育委員会公印規程
- ④富山市教育委員会の職員の服務等に関する規程
- ⑤富山市立学校職員の服務等に関する規程
- ⑥富山市職員安全衛生管理規程
- ⑦富山市立学校管理規則
- ⑧富山市立学校出席停止の命令の手続に関する規則
- ⑨富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

(2) 改正内容

- ①富山市教育委員会事務決裁規則
 - ・「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。
- ②富山市教育委員会事務専決規程
 - ・「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
 - ・「小・中学校長」を「小学校長、中学校長及び義務教育学校長」に改める。
- ③富山市教育委員会公印規程
 - ・義務教育学校長印を加える。
 - ・義務教育学校印を加える。
 - ・小学校長印、小学校長職務代理者印、中学校長印、中学校長職務代理者印、小学校印及び中学校印の様式を改める。
- ④富山市教育委員会の職員の服務等に関する規程
 - ・「中学校及び幼稚園」を「富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び富山市立幼稚園」に改める。

- ⑤富山市立学校職員の服務等に関する規程
 - ・「中学校及び幼稚園」を「富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び富山市立幼稚園」に改める。
- ⑥富山市職員安全衛生管理規程
 - ・「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
- ⑦富山市立学校管理規則
 - ・「学校」の定義に「義務教育学校」を加える。
 - ・義務教育学校及び学びの多様化学校に係る教育指導計画の編成に関する規定の整備
 - ・その他義務教育学校の設置に伴う規定の整備
- ⑧富山市立学校出席停止の命令の手続に関する規則
 - ・義務教育学校の設置に伴う規定の整備
- ⑨富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
 - ・「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市学校運営協議会規則の一部改正について

[学校教育課]

(1) 趣旨

富山市立義務教育学校水橋学園の設置及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い改正するもの。

(2) 改正内容

- ア 義務教育学校に設置する学校運営協議会についても、この規則の適用を受けることとする。
- イ 校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に 関する規則の一部改正について

[学校教育課]

(1) 趣旨

教育委員会行政組織の改正及び事務分掌の変更等に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

ア 運行管理責任者は、担当課における課長代理又は担当係の係長のうち
総括運行管理責任者が指名するものとする。

イ 特別な事情により居住要件を満たすことができない児童生徒について
も、スクールバスの利用対象者とする。

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市郷土博物館条例施行規則の一部改正について

[郷土博物館]

(1) 趣旨

- ① 富山市本丸亭の開館時間について、令和7年12月議会において17時から21時までの開館時間を令和8年4月から廃止することとした条例が可決されたことから、所要の改正を行うもの。
- ② 現在、茶室等の使用申し込みが1月前からとなっているが、茶会の準備や周知のことを考えた場合、期間が短いことから、市民の利便性の向上を図るため、12月前からの申し込みを可能とする改正を行うもの。

(2) 改正内容

- ① 富山市本丸亭の開館時間
(改正前) 午前9時から午後9時まで
(改正後) 午前9時から午後5時まで
- ② 茶室等の使用申請期間
(改正前) 使用日の1月前から当該使用日の7日前まで
(改正後) 使用日の12月前から当該使用日の7日前まで

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正について

[富山外国語専門学校]

(1) 趣旨

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、授業科目や授業時間数等を見直す必要があることから、富山市立富山外国語専門学校学則（平成 17 年教委規則第 15 号）の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

- ア 授業時間数を単位数とし、1 単位の取得に要する時間数を定める。（第 6 条、第 26 条）
- イ 科目履修の認定を単位の認定に改める。（第 7 条）
- ウ 課程等の修了を単位の修得に改める。（第 10 条）
- エ 入学資格の一部を専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 23 号）の改正内容に改める。（第 15 条、第 28 条）
- オ 週授業時間数を単位数に改め、授業科目及び授業時間数の一部を改める。（別表第 1、別表第 2）

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正について

[富山ガラス造形研究所]

(1) 趣旨

学校教育法等の改正に伴い、造形科の入学資格及び研究科の修了要件、研究科目、単位数について、富山市立富山ガラス造形研究所学則の改正を行うもの。

(2) 改正内容

・造形科の入学資格の改正

専修学校専門課程入学資格について、大学入学資格と同一の規程とされたことから、第13条(6)、(7)を改めるもの。

・研究科の修了認定となる単位数を改正

専門課程の修了要件が「31単位に修業年数を乗じた単位数」とされたことから、第28条第1項中「60単位」を「62単位」に改めるもの。

・研究科の研究科目及び単位数の改正

研究科の研究科目及び単位数を定めた「別表第2」(第27条関係)について改めるもの。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市教育委員会告示第 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山市条例第309号）第13条の規定により告示する。

令和8年3月 日

富山市教育委員会

教育長 宮口克志

施設の名称	指定管理者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	指定期間
富山市野外教育 活動センター	公益財団法人富山市スポーツ協会 会長 品川 祐一郎 富山市婦中町速星754番地	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで

令和8年3月市議会定例会 代表・一般質問の概要

- 1 会 期 令和8年2月27日（金）～3月24日（火）
 ※代表質問…3月4日、5日
 一般質問…3月5日、9日、10日、11日
- 2 概 要 2日間の代表質問においては4会派から、4日間の一般質問において5人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 水橋学園について

①富山市議会自由民主党（代表） 横野 昭 議員（3月4日）

（問）本市初、また、県内初となる標準規模校である義務教育学校水橋学園のコンセプトについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）水橋学園におきましては、児童生徒数の減少を背景に、令和2年（2020年）9月、水橋地区からの要望を受け、教育環境の充実を図るため、水橋地区小学校5校と中学校2校による統合校とすることを決定し、本年4月の開校に向けて整備を進めてきたところであり、本市初の義務教育学校となることから、新しい時代の学びを育む地域の学校として、すべての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校教育の実現を目指しております。

市教育委員会におきましては、次の時代を担う子どもたちがよりよい社会の創り手となって力強く生き抜くために、これまでの知識・技能の習得に加え、忍耐力や協調性といった非認知能力の育成が必要であると考え、令和2年度から、「主体性」を非認知能力の代表と位置づけ、「主体性のある子どもの育成」を本市の学校教育指導方針の重点事項としてまいりました。

加えて、令和4年度には本市のこれからの教育の全体像を構造的に示した「未来へつなぐ富山市の教育～『教える』から『育てる』へ～」を策定し、今ほど申しました最優先事項である「主体性のある子どもの育成」に、「多様な学びの場の提供」「保護者や地域との協働」を加えた三本の矢として、本市の目指す教育の方向性をより明確にしてまいりました。

水橋学園につきましては、こうした本市の方針に基づき、学校教育目標を「多様な人とつながりながら、自らの可能性を發揮し、自己実現を図る子どもの育成」としており、

- ①「すべての人はユニーク」であるというイエナプラン教育の理念やエッセンスを基に、一人一人の子どもを主語にする教育活動を大切にする学校づくり
- ②義務教育学校として子どもの発達の段階を踏まえ、いわゆる「4-3-2」の3ステージ制による9年間の学びを充実させる教育課程
- ③コミュニティ・スクールの機能等を生かした地域や保護者との連携強化

を視点に、本市の目指す教育の具現化を図る学校となるよう、教育活動を推進してまいります。

(問) 水橋学園で行う教育の特徴について問う。

義務教育学校で得られた知見について、今後どのように本市の教育に生かしていくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 水橋学園における教育の特徴といたしましては、

- ①一般的に小学校に配置される専科教員に加え、専門性の高い中学校の教員が小学校に出向いて教科の指導を行う、より拡充された「教科担任制」の導入
- ②1年生から英語に触れる機会を設け、1年生から9年生まで発達の段階に合わせた連続的な外国語学習の充実
- ③水橋地区の人・もの・こと・自然・歴史等を視点に探究的な学習に取り組む「水橋学」の導入
- ④中学校における部活動を5年生から一部体験できる「プレ部活動」の実施などがあり、義務教育学校の特徴を生かし、発達の段階を踏まえながら、9年間を見通した教育活動に取り組んでまいります。

水橋学園におきましては、これらの取組を通して、校種の垣根を越えた教員間の対話による、小・中学校それぞれのよさを生かした教育活動、子どもの発達段階を意識したより深い子ども理解など、本市が目指す教育の実現に向けた様々な知見が得られることを期待しております。

得られた知見につきましては、市内小・中学校の教員同士が意見交換をする研修会等を通じて共有するとともに、今後、水橋学園で勤務した教員が他校に異動した際に、その経験を新たな勤務校で生かしていくことで、市内の小・中学校において、すべての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校教育を実現できるよう努めてまいります。

(2) 国際交流活動事業について

①富山市議会自由民主党（代表） 横野 昭 議員（3月4日）

(問) 本市の英語教育の現状と、今後、英語教育の充実を図るためにマレーシアの2都市との「国際交流活動」をどのように展開していくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 英語教育の現状につきましては、令和5年度に中学校3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査における、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の全3領域において、本市の合計平均正答率は県平均、全国平均をともに上回っている一方、「生徒質問紙」における「英語の勉強は好きですか」「将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたいと思いますか」「日常的に英語を使う機会がありましたか」といった英語に対する意欲や関心についての肯定的な回答は、全国平均を下回る結果となっております。

しかしながら、令和6年度から水橋地区の4小学校で配置してきたイマージョン担当ALTとの交流の中で、自然な英語表現や音声に慣れ親しんできた現在の中学校1年生においては、本市全体の傾向と比較し、英語学習への意欲と関心が高いことが分かりました。

この現状を踏まえ、本市の英語教育においては、学習指導要領に示されている目標に加え、気軽に、かつ、臆することなく英語で主体的にコミュニケーションを図る姿勢や、グローバルな視点を持ち多様な文化や人々を受け入れる豊かな心等を見守る児童生徒にはぐく

むことを重点としております。

今後、実施を予定している国際交流活動につきましては、英語を使うことの必要感を生み出すことや、ふるさとの特色やよさを改めて見つめ直すこと、多様性を理解することの大切さを学ぶことなどを目的とし、まずは令和8年度開校の水橋学園において、マレーシアの小・中学校とのオンラインによる交流活動を開始することとしております。

本交流活動は、学期に1回程度、英語科や総合的な学習の時間の中で、互いの学校生活や学習内容をはじめ、地域の文化や歴史等を紹介し合うことを想定しており、交流活動で得られる効果や交流活動に係る手続等の知見を市内全小・中学校と共有することで、令和9年度以降、全市的なオンラインによる交流活動の導入と英語教育の充実を図ってまいります。

このため、令和8年度中にマレーシアを訪れて交流活動に関する協力協定を結ぶため、本定例会に当初予算案として提案したところであり、令和9年度以降、市内の希望する小・中学校が回数等の制限なくオンラインによる交流活動を実施できるよう、協定の内容や現地校の視察、交流に係る諸手続き等、準備・調整を進めていきたいと考えております。

(3) 学びの多様化学校について

①富山市議会自由民主党（代表） 横野 昭 議員（3月4日）

（問）現在の転入学予定者数と、開校の後、転入学を希望する児童生徒への対応を含め、今後の本市における不登校対策について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）昨年11月に開催した古志はるかぜ学園の学校説明会には、児童生徒91名が参加し、そのうち、面談等を通して開校時の転入学を希望した児童生徒は36名で、本年1月末に希望者全員の転入学を決定したところであり、その内訳は小学部が14名、中学部が22名となっております。

一方、学校説明会には参加したものの、これまで学校に行けなかった児童生徒が4月から、いきなり登校することには抵抗があるため、実際に学校の様子を見てから転入学を決めたいという声が多かったこと、加えて、今後、新たに転入学を希望する児童生徒も予想されることから、開校後は、随時、学校施設や授業の様子を見学できる機会を設けるとともに、適宜、個別の相談を実施してまいります。

今後、転入学を希望する児童生徒につきましては、2週間程度の体験入学を実施することとし、その中で、児童生徒の前向きに頑張りたい姿勢や心のエネルギーの回復状況等を丁寧に汲み取るとともに、児童生徒及びその保護者の意向を確認した上で、在籍校とも十分に連携を図りながら、転入学の可否を判断してまいりたいと考えております。

市教育委員会では、これまで、不登校児童生徒が学びの機会を逃すことなく、自己肯定感を高め、社会性を身に付けながら、将来的に社会の中で自立していけるよう、

- ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による相談体制の充実
- ②市内2カ所に適応指導教室「MAP」を設置
- ③富山市子どもの村等の施設における、不登校児童生徒を対象にした「体験活動」の実施
- ④小学校15校、中学校21校に、校内サポートルームを設置

- ⑤インターネット上の仮想空間を活用したMAPメタバースの運用
⑥不登校児童生徒の保護者等を対象にした相談会「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい」の開催
など、児童生徒一人一人の状況にあった支援に努めてまいりました。

今後は、これらの施策に加え、古志はるかぜ学園で展開する、これまでの学校の枠にとらわれない柔軟な教育活動から得られた知見を、研修会の機会に古志はるかぜ学園の教員が他校の教員と意見交換する場を設けるとともに、古志はるかぜ学園で勤務した教員が、その貴重な経験を新たな勤務校で生かしていくことなどを通して、本市全体の不登校対策につなげていきたいと考えております。

(4) 本市の小・中学校体育館への空調設備の整備について

①富山市議会自由民主党（代表） 横野 昭 議員（3月4日）

（問）本市の整備の進め方について問う。

＜学校施設課：教育長答弁＞

（答）国では、これまで、教育環境の改善を図るため、児童生徒の熱中症対策として、公立学校の普通教室や特別教室などへの空調設備の整備を推進してきたところであります。

本市におきましても、国の取組に呼応し、まずは、体調のすぐれない児童生徒が休む保健室や、防音等のために窓を閉め切る必要がある音楽室などに空調設備を整備し、令和2年度には全ての普通教室を整備したことで、小・中学校における安全・安心な教育環境の確保に努めてきたところであります。

さらに、近年では、令和6年能登半島地震や、集中豪雨による洪水や土砂災害などの自然災害が頻発していることから、国は、防災機能の強化を図るため、避難所として使用する学校体育館への空調設備の整備を加速することを推進しております。

このような中、本市では、小・中学校の体育館への空調設備の整備について、令和6年度実施の業務委託で、空調方式や断熱方法ごとの導入費用やランニングコストなどを調査し、現在、令和8年度の着手に向け、発注方法や詳細な仕様などを検討しているところであります。

その検討状況としましては、まず、空調の動力について、都市ガス供給エリアの学校は都市ガスを、それ以外の学校は、普通教室の空調の動力と同一とし、電気又はプロパンガスを利用することを基本として考えております。

また、発注方法については、学校数が多いことから、設計と施工を分けずに、一括で行うことで、事務手続きや整備に要する期間の短縮を図り、令和11年度での整備完了を目指したいと考えております。

なお、整備を進めるに当たり、学校建設のように前もって順番を決めるのではなく、まずは、令和8年度に各学校の詳細設計を作成し、機器や資材の発注を行い、機器等が揃い、作業員の確保及び学校との調整がついたところから順次整備を行うことで、作業の効率化を図ることとしております。

(問) どのような財源を考えているのか。

<学校施設課：教育長答弁>

(答) 小・中学校の体育館に空調を整備するに当たり、活用できる財源としては、

①議員からご説明のありました国の「空調設備整備臨時特例交付金」

②本市の小・中学校の体育館が避難所に指定されていることから、「緊急防災・減災事業債」

があります。

まず、これらの財源について、起債の償還金に対する交付税の措置状況を踏まえ、市の実質負担を比較しますと、国の交付金を活用するよりも、「緊急防災・減災事業債」を活用する方が、負担が少なくなると見込んでいます。

次に、事務手続きと事業の進捗にかかる比較については、国の交付金では、一年ごとに整備する学校を決め、各学校の事業費を算出し、国に申請する必要があるため、全校を整備するには時間を要します。

一方、「緊急防災・減災事業債」については、事業費全体での借入れとなり、事務作業が軽減され、加えて、前もって整備する学校の順番を決める必要がないので、設計施工一括発注に適し、柔軟に事業を進めることができることから、整備期間の短縮が可能であると見込んでいます。

これらのことから、本市としましては、有利な財源で、かつ効率的に事業を進めることができる「緊急防災・減災事業債」を活用することで事業を実施してまいりたいと考えております。

(5) いじめ対策について

①富山市議会自由民主党（代表） 横野 昭 議員（3月4日）

(問) 今後のいじめ防止やいじめ対策についてどのように取り組んでいくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) いじめの防止・対策につきましては、これまでも各学校において、児童生徒の小さな変化を見逃すことのないよう、一人一人を丁寧に見守り、適宜、教育相談を行ったり、定期的に学校生活に関するアンケートを実施するなどして、いじめの未然防止、並びに積極的な認知と即時対応に努めてまいりました。

市教育委員会におきましても、一人1台端末を活用した相談体制を構築するとともに、いじめ対策推進班を中心に、本市の学校におけるいじめの特徴を分析し、そこで見えてきた課題や対策を定例校園長会において周知したり、学校に発信するなどして、いじめの適切な認知と組織的な対応、未然防止に努めてきております。

一方で最近のいじめにおきましては、SNSが関連しているものや、学校外のクラブ等に起因するものなど、学校だけでは発見・解決が困難な事例も多くなっていることから、学校と保護者や地域等が連携していくことが、ますます重要になってきていると考えております。

そこで、市教育委員会や学校では、

①保護者に向けて、市PTA連絡協議会長と教育長との連名による保護者へのいじめ防止に関する啓発資料の発出と協力依頼

②いじめ対策推進班が作成した「いじめ防止に関するリーフレット」の配布

③PTA会長と校長との連名で、子どもたちの言葉遣いやスマートフォン等の使用に関する保護者や地域の方への協力依頼文の発出などの取組みを行ってまいりました。

加えて、市教育委員会では令和8年度に向けて、新たに保護者や地域、児童生徒、教職員それぞれを対象とする、いじめの未然防止に関する音声付きスライド動画や資料を作成したところであり、年度当初の職員会議や学級活動の時間に活用するとともに、特に保護者向けのものについては、令和8年度当初の入学式やPTA総会、学年懇談会等で保護者に視聴していただくことで、保護者に対して、より積極的にいじめの未然防止への協力を働きかけていきたいと考えております。

市教育委員会といたしましては、保護者や地域、児童生徒、教職員が連携・協力し、いじめは人権を侵害する行為であり、絶対にあってはならないという共通認識のもと、引き続き、関係法令等を遵守し、全ての児童生徒が安心して安全に過ごせる場である学校の実現を目指してまいりたいと考えております。

(6) 公民館の建て替えについて

①自由民主党（代表） 久保 大憲 議員（3月4日）

（問）市立公民館は「幸せ日本一とやま」の実現のために必要不可欠な施設と考えるが、市長の見解を問う。

<生涯学習課：市長答弁>

（答）本市では、社会教育法に位置づけられた市立公民館を、市内82か所に設置しており、そのうち73か所については、行政の窓口機能を有する地区センターを配置しております。

市立公民館は、住民に最も身近な学びや交流の場を提供し、多世代が集い、つながりあうことで、活力ある地域づくりを図るための施設であります。

また、市民が気軽に相談や手続きが出来るほか、自治振興会等が行う地域活動への支援を担当する地区センターを併設することで、本市の強みである「フェイス・トゥ・フェイス」による行政サービスを市民の皆さんに心を込めて提供するための重要な施設でもあります。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が急速に進む中において、地域活動の担い手や参加者の減少により、地域とのつながりや住民同士の関係が希薄化し、地域コミュニティが衰退することが懸念されます。

加えて、議員ご指摘のとおり、各地区から多様な住民ニーズが寄せられていることから、今後も地域課題の複雑・多様化が進んでいくものと考えております。

このような地域課題を行政だけで解決していくことは到底困難であることから、地域住民の皆さんと行政がこれまで以上に連携を密にしながら、地域課題の解決に取り組んでいく必要があると考えております。

これまでに整備してきた公民館を例にいたしますと、より多くの住民ニーズに応えられるよう地域との協議を重ね、

- ①多目的な用途に活用できる中庭の設置
- ②全ての人が快適に利用できるよう、1階平屋建構造かつ靴の履き替えの不要化
- ③児童館や図書館分館を含めた既存施設との複合化

これはひとつの例ではありますが、きめ細やかな行政サービスを提供できるよう、施設の機能強化に努めてきたところであります。

このように今後も、より多くの人々が気軽に集い、豊かな時間を過ごせるよう、防災、環境、子育てなど多様化する地域のニーズや市民の声に寄り添っていくこと、さらには住民同士のきずなを深め、地域コミュニティの醸成を図ることが必要であります。

そのため行政と地域とをつなぐ拠点となる公民館の役割はますます大変重要なものであると考えております。公民館の建替えのスピードアップのため、国の補助金制度も活用してまいります。しかし、本市には多くの公民館があることから、なるべく早くできるよう部局横断で取り組んでまいります。

(7) 中学生の進路について

①自由民主党（代表） 久保 大憲 議員（3月4日）

（問）ひとりでも多くの生徒が富山県内の高等学校を選択するためには、高校再編も含め、どのような視点やどのような取組が必要か、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）県内の高等学校を所管する立場にはございませんが、本市の中学生の進路選択にかかわることであり、令和6年度に3回、今後の県立高等学校の目指す姿等に関して議論する「地域の教育を考えるワークショップ」に参加させていただいた経緯もありますので、見解を述べさせていただきます。

本市におきましては、主体性のある子どもの育成を重点事項に位置づけ、非認知能力を育むことに注力してきた経緯から、義務教育を終えた子どもたちには、高校生活においても主体性を十分に発揮しながら、自ら目標や課題を立てて積極的に学び続けてほしいと考えており、県内のどの高等学校に進学しようとも、そのような学びが継続できる環境が整ってほしいと願っております。

また、進学先を選択する際には、子どもが何を学びたいのか、どのような高校生活を送りたいのかといった目的意識に応じて、幅広い選択肢の中から、「行ける学校」という視点ではなく「行きたい学校」という視点で選択できる環境が望ましいと考えております。

加えて、子どもが主体的に進路を選択できるよう、県内の各高等学校が魅力的で特色ある教育活動を展開し、子どもが様々な高等学校に興味や関心をもつよう、その実践と実績を踏まえた情報を積極的に発信するとともに、子どもが必要な時に必要な情報入手できる環境の整備にも努めていただきたいと考えております。

そのような情報を基に、自らの意志で高等学校を選択した子どもは、そこで学んだ内容に自分なりの価値を見だし、変化の激しい時代を生き抜くための確かな資質・能力を身につけることができるものと考えており、ひいては、そういった取組を継続していくことにより、本市で育った子どもが県内の高等学校を選択する可能性も高まるものと考えております。

(問) これからの本市の教育を担う教員と、これから本市内で義務教育を受け社会に羽ばたいていく児童生徒に向けて、どのような事を期待しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) グローバル化や情報化の進展等、変化の激しい先行き不透明で厳しいVUCAの時代の中で、様々な変化に向き合い、未知の課題に臆することなく果敢に挑戦し、仲間と協働しながら課題を解決していくことができる子どもを育てていくことが学校教育の使命であると考えております。

こうした時代背景を踏まえ、先ほど富山市議会自由民主党の横野議員のご質問で答弁いたしましたとおり、市教育委員会では、令和2年度に「主体性のある子どもの育成」を本市の重点事項に位置づけるとともに、令和4年度には「未来へつなぐ富山市の教育～『教える』から『育てる』へ～」を策定し、本市の教育の方向性を明確にしながら、主体性のある子どもの育成に向けた教育活動を推進してまいりました。

これからの時代を生きる子どもたちには、知識・技能の確実な習得や未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力に加え、子ども一人一人が自分のよさや可能性を認識しながら多様な人々と協働して主体的に諸課題に対応していくなどといった、いわゆる非認知能力を育むことが大切であると考えております。

加えて、教育の転換期である今、子どもたちにこのような力を着実に育てていくためには、「教える」から「育てる」へといった教師の意識改革と、それを実現するための授業改善も不可欠であると考えております。

市教育委員会といたしましては、本市の教員の学校教育に対する意識は確実に変化してきており、授業改善の必要性への認識も高まってきていることから、引き続きこの機運を継続し、子どもたちとの対話を大切にしながら、すべての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校づくりを、本市の教員が総力をあげて実現してほしいと願っております。

また、本市の義務教育を経て社会へと羽ばたく子どもたちには、自分が育った地域への誇りをもつとともに、本市の教育によって培われた、主体性や仲間と協力しながら粘り強く諸課題に取り組む姿勢などといった非認知能力を発揮しながら、これからの未来をよりよくしていく「社会の創り手」の一人として、自らの人生を力強く切り拓いていくことを期待しております。

(8) 令和6年能登半島地震の教訓とインフラの強靱化について

①公明党（代表） 松尾 茂 議員（3月5日）

(問) 学校体育館への空調整備による避難所機能の性能確保、停電時でも自立運転が可能なガス式機器の採用など、防災拠点としての具体的な仕様検討状況について問う。

＜学校施設課・防災危機管理部防災課：事務局長答弁＞

(答) 小・中学校体育館への空調整備につきましては、夏季における児童生徒の熱中症対策はもとより、冬季の災害時における避難所としての利用も考慮した上で、仕様の決定を行うことが必要であると認識しております。

一方で、小・中学校の体育館は、その構造上、空間が広く、また、断熱性が低いことから、空調の整備だけでは効率的に温度管理ができないという課題があります。

このため、空調を整備するにあたり、断熱対策として、窓ガラスにフィルムを施工す

ることで、冷暖房効率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、空調方式については、富山市議会自由民主党の横野議員の代表質問にお答えしましたとおり、都市ガス供給エリアは都市ガスを、それ以外の学校は電気またはプロパンガスを利用することを考えておりますので、それらに適合した機器を導入いたします。

なお、議員ご指摘の停電時に機器を動かすことができる電源自立型ガス式空調機については、空調を動かす電気を賄えますが、容量的に体育館の照明や排水ポンプ等の電力までは賄えない状況であることから、電源自立型の機器の導入は行わず、停電対策については、災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協力協定に基づき、発電機を活用することで対応したいと考えております。

市教育委員会といたしましては、今後も他部局と連携を図りながら、避難所の機能強化なども考慮したうえで、誰もが安全・安心に利用できる体育館の環境整備に努めてまいります。

(問) 空調を整備する学校の優先順位及びその選定基準について問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 本市では、令和6年度に、体育館及び理科室などの特別教室への空調設備の整備について検討を行ったところ、費用が高額で作業量も膨大であり、事業の平準化が必要であることが判明いたしました。

このため、まずは、避難所として使用する体育館への空調設備の整備を優先することとし、令和8年度から令和11年度までの4年間で整備を行うこととしております。

その整備の進め方については、富山市議会自由民主党の横野議員の代表質問にお答えしましたとおり、作業効率化の観点から、まずは各学校の詳細設計を作成し、機器や資材の発注を行い、機器等が揃い、作業員の確保及び学校との調整がついたところから順次整備を行うこととしております。

なお、今回の整備では、様々なメーカーの機器を導入することが想定され、それらの機器の納品時期が工期決定の大きな要因となります。

仮に、議員ご指摘の浸水想定区域や避難者数などの基準を設け、整備する学校の優先順位を設定した場合、順位の低い学校で、機器等が揃い着手の準備が整っていたとしても、順位の高い学校の整備完了を待つという事態が生じ、現在設定している4年間よりも長い整備期間が必要となることが考えられます。

以上のことから、少しでも早く小・中学校体育館への空調設備の整備が完了するよう、議員お尋ねの優先順位については特に定めず、その選定基準についても設けることは考えておりません。

(9) (仮称)とやまくすりミュージアムについて

①立憲民主党(代表) 村石 篤 議員(3月5日)

(問) 「とやまの薬」については、小学校・中学校でどのように取り扱っているのか。また、教育課程に基づく校外学習等の一環として、売薬資料館を訪問しているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、「とやまの薬」の歴史や薬業に関する現在の状況について学ぶ教材として、令和2年4月より小学校5年生を対象とした社会科副読本「くすりのまちとや

ま」を作成、配付するとともに、令和6年度からは、この副読本をデジタルコンテンツ化し、一人1台端末からも閲覧できるようにしております。

小学校5年生の社会科の学習では、全国各地の伝統的な工業を取り扱うこととなっており、市内の小学校においては、この学習の一環として、この副読本等を活用しながら「とやまの薬」について学んでおります。

また、小・中学校の総合的な学習の時間の中で地域社会をテーマに位置づけ、地域の特色を探究的に学ぶ対象の一つとして、児童・生徒が「とやまの薬」を選択するなどしております。

授業の一環として売薬資料館を訪問している学校につきましては、令和6年度は小学校23校、令和7年度は小学校18校、中学校2校が校外学習で利用しており、展示物から富山の売薬商人の歴史を学んだり、製薬用具や売薬商人の道具に触れることで、郷土の産業に関心をもつ機会としております。

(10) 学校教育について

①立憲民主党(代表) 村石 篤 議員(3月5日)

(問) 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案に対応するための検討を進めるとしていたが、取組の現状について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市では、現在、保護者や地域からの要求に対する学校からの相談に対しましては、市教育委員会が窓口となり、学校と市の関係部局や警察、医療、児童相談所等の関係機関とをつなげたり、訴訟に発展する可能性がある重大な事案については、市の法務統括監に法的な視点に基づいた助言を得るなどして、学校が適切かつ速やかに対応できるよう支援体制を整えているところであります。

また、市教育委員会内において、臨床心理士や管理職経験のある元教員の教育相談員が保護者の相談に対応する窓口を設けるとともに、スクールソーシャルワーカーを市内全中学校及び小学校33校に配置し、未配置校においても必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整えることで、各学校が関係機関等と連携して保護者対応にあたるようにしております。

市教育委員会といたしましては、学校の業務改善がより実効性のある取り組みとなるよう、引き続き、現在の支援体制を維持することに加え、日々変化する保護者や地域からの要求にも迅速、的確に対応できるよう、支援体制の在り方については、随時、検討を続けていきたいと考えております。

(問) 部活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員は、令和8年度は何校に何名配置するのか。また、部活動指導員の確保の課題について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 部活動指導員につきましては、昨年7月、全中学校に行った令和8年度部活動指導員の希望調査に基づき、今年度よりも1名増員し、12校に20名を配置する予定としております。

部活動指導員の要件といたしましては、

①部活動顧問の立会いのない単独での指導を行うことから、施設・用具の点検・管理、部

活動の指導計画の作成等を含めた部活動の運営全般を担う専門的な指導力が求められること

- ②富山市においては、令和8年度の新チーム発足後は、休日の部活動は原則実施しないこととしており、部活動指導員は平日夕方の部活動の時間に、指導に専念できることが必須となること

が挙げられ、こうした要件に合致する人材を発掘することが部活動指導員の確保の課題であると認識しております。

(問) 令和8年度の校内サポートルームの設置校数及び指導員の増員について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和8年度の校内サポートルームにつきましては、小・中学校及び義務教育学校において、新たに6校で新設し、合計で42校に設置する予定としております。

また、指導員については、6人を増員して、県費負担教職員のカウンセリング指導員を16校、市費負担の指導員を26校に配置する予定としております。

(11) 主体性を育む教育について

①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員 (3月5日)

(問) 教育長が主導してきた授業改善と教師の意識改革は、今、どのような段階にあるのか、現場の熱量や改革を全校に波及させるための現在地について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 変化が激しく将来の予測が困難なVUCAの時代を、子どもたちが力強く生き抜いていくためには、「認知能力」と「非認知能力」を一体的にはぐくんでいくことが重要であると考え、保護者や地域、学校と市教育委員会が一丸となって、本市が目指す教育を実現するために、「未来へつなぐ富山市の教育」を策定し、令和4年11月の総合教育会議において、その全体像をお示いたしました。

中でも、「主体性のある子どもの育成」は、取り組むべき施策として整理した3本の矢の中心であり、「多様な学びの場の提供」「保護者や地域との協働」と併せて推進していくことで、

- ①自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力
 - ②自らを律しつつ他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性
 - ③たくましく生きていくための健康や体力と変化の激しい時代を生き抜く実践力
- などといった、資質・能力が高まっていくものと考えております。

加えて、主体性のある子どもを育成するためには、教師主導の「教える」から子ども主体の「育てる」への教員の意識改革と、それに伴う授業改善がまずもって必要であるという確固たる信念をもって、本市の教育を鋭意推進してまいりました。

市教育委員会では、令和2年度から継続して実施している「主体性のある子どもの育成」を目指す研修会の開催はもとより、今年度より、子どもの姿を基に他校や異校種の教員が共に学び合う「区域を核とした研修体制」を構築しており、市内小・中学校の教員同士が日頃の実践を共有するなどしております。

さらには、私自身が直接学校に出向いて行う研修会の開催依頼が、今年度は市内の全て

の小・中学校からあり、教員同士が授業改善の必要性や子どもが主体となる授業について、対話を通して学びを深めております。

この研修会において、たいへん活発に対話する教員の様子を見たり、授業改善の悩みや質問に答える中で、私といたしましては、教員の意識改革は確実に進んできていると感じているとともに、学校訪問等で授業を参観する際には、子どもの姿を基に、その背景や発展の可能性を生かそうとする授業を見かけることも多くなってきていることから、授業改善も一定程度進捗しているものと捉えております。

市教育委員会といたしましては、授業に明確な正解やゴール、一つの型や方法があるとは考えておらず、本市の教員には、子どもとの対話を大切に、一人一人の子どものありのままの姿を理解しようとする姿勢をもちながら、常によりよい授業を目指していく中で、教育とは何か、授業実践の目的は何かといった教育観、授業観、子ども観を教員自身が根本的に問い直し、学び続けていってほしいと願っております。

(12) 部活動の地域展開について

①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員 (3月5日)

(問) 昨年12月に改めて示された地域展開等の総合的ガイドラインの位置づけを問う。また、本市における平日の部活動の方向性を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁より、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5年度から令和7年度が「改革推進期間」と位置づけられておりました。

その後、様々な会議での議論等を踏まえ、議員ご指摘の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が昨年12月に新たに文部科学省から示されたところであります。

このガイドラインにおいては、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と新たに位置づけ、

- ①休日においては、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
- ②国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築する
- ③部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村等」の役割を明確にする

ことなどが示されております。

また、市教育委員会といたしましては、平日の部活動については、引き続き現行の部活動を継続していくとともに、本ガイドラインにおいて、まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うことが示されていることから、国の動向を注視していきたいと考えております。

(問) 新たに示された地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨、効果及び概要を問う。また、認定開始のスケジュールを問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 先ほど答弁いたしましたとおり、本ガイドラインにおいては、競技力向上を主目的としたチームやスクール等と区別することや、質を担保することなどの趣旨から、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築することが示されました。

市区町村等が地域クラブ活動を認定することで、

- ①生徒・保護者等に対する認定された地域クラブ活動についての市区町村等による情報提供
 - ②学校施設等の優先利用や学校備品等の活用等、地域クラブ活動の運営等への公的支援
 - ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可
 - ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加
- などの効果が想定されるものと考えております。

また、認定に際しては、地域クラブ活動が学校部活動の担ってきた教育的意義を継承・発展していることを担保するため、

- ①地域クラブ活動と生徒の在籍する中学校等とが連携を図る
- ②地域クラブ活動に所属する生徒が活動場所に移動する際に過度な負担が生じないようにする
- ③充実した活動とするために種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にする
- ④中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、種目ごとに、それぞれの地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を、校区等に基づき定める

ことなどが示されました。

認定開始のスケジュールにつきましては、今後、県が策定する、県全体としての改革方針を示す推進計画に基づき、関係部局やスポーツ協会に加え、中学校長会や保護者の代表による本市が設置する「休日の部活動の地域展開に係る協議会」等において、本市の推進計画や地域クラブ活動の認定制度を策定し、できるだけ速やかに認定を始めたいと考えております。

(問) 新たな認定制度で認定要件の1つに示された低廉な参加費について、どのような判断基準を設定するのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本ガイドラインにおいては、認定要件の一つとして、可能な限り低廉な参加費等を設定することが求められており、昨年12月に国から、休日に週1日、月4日程度の活動を実施する場合、月額1000円から3000円程度を参加費の目安とすることが示されております。

市教育委員会といたしましては、この目安を参考にしながら、地域の実情や競技種目等の特性等を考慮し、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要最低限な参加費の設定となっているかを、認定の際の判断基準にしていきたいと考えており

ます。

(問) 新たに示された指導者の登録制度の概要とスケジュールを問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本ガイドラインにおいて示された「認定地域クラブ活動指導者登録制度」は、市区町村等から認定を受けた地域クラブ活動において、参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるようにすることを目的としております。

また、登録制度の概要といたしましては、

- ①中学生の発達段階の特徴や、事故発生時の対応、学校や保護者との連携方法等に関する、市区町村等が定めた研修を受講すること
- ②暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないことや、生徒同士のこうした行為も許さないことを、市区町村等に対して誓約すること
- ③市区町村等において、最長4年以内で登録の有効期間を定めることなどが挙げられます。

今後のスケジュールにつきましては、「認定地域クラブ活動指導者登録制度」は、先ほど答弁いたしました、本市の推進計画や地域クラブ活動認定制度と併せて整えることが必要であることから、県と連絡・調整を図りながら、できるだけ速やかに制度を整備したいと考えております。

(問) 部活動の地域展開や地域クラブ活動の在り方について、指導者のみならず、保護者や関係者にも周知を図る必要があると考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 部活動の地域展開の理念の一つとして、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが掲げられていることから、市教育委員会といたしましては、議員ご指摘のとおり、指導者はもとより、生徒や保護者、関係者に周知を図っていくことが必要だと考えております。

市教育委員会では、本年1月に開催した「休日の部活動の地域展開に係る協議会」においても、関係部局やスポーツ協会の方と、本ガイドラインの趣旨や概要の周知方法について検討いたしました。

加えて、本年2月には、市小学校長会や市中学校長会に担当者が直接出向き、本ガイドラインの趣旨や概要を説明するとともに、質問等にも対応し、教職員や部活動を指導する関係者への周知をお願いしてきたところであります。

今後につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、県が策定する、県全体の推進計画が示され次第、本市の推進計画や地域クラブ活動認定制度を策定し、学校や関係部局と連携しながら、生徒や保護者、地域の方はもちろん、部活動や地域クラブ活動に携わるすべての方々に、速やかに周知していきたいと考えております。

(問) 活動場所において、セキュリティ上の切離しができない吹奏楽部への特段の対応策について、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、昨年7月、セキュリティ上の切り離しができない場所で活動している吹奏楽部等の部活動が、今後、休日の部活動を地域展開していくために、どのような施設改修が必要かを、市内全中学校に対して調査したところであります。

本調査の結果を基に、吹奏楽部等がセキュリティ上切り離した場所で活動できるよう、動線の確保や出入口・トイレの整備等について検討を重ね、令和8年度から順次、施設改修を進めていくため、本定例会に当初予算案として提案したところであります。

(13) 部活動の地域展開における持続可能な体制整備について

①自由民主党 金岡 貴裕 議員 (3月5日)

(問) 部活動の地域展開の進捗状況と、その具体的な受け皿の状況について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 昨年11月に市内の中学校を対象に実施した、休日の部活動の地域展開に関する調査において、「そもそも休日の部活動を行っていない」「これまでも大会やコンクールの前のみ休日の部活動を行っている」「令和8年度の新チーム発足以降は、休日の部活動を原則行わない」と回答した部活動は、市内約490の部活動のうち、約250でありました。

一方、休日の部活動の地域展開が完了した、または、今後、地域展開を予定していると回答した部活動の数は224であり、休日の活動において地域展開を考えている部活動においては、ある程度、地域展開が進捗しているものと考えております。

また、休日の部活動の受け皿として活動している地域クラブの運営・指導体制につきましては、

- ①部活動の保護者会が中心となって地域クラブを運営し、技術的な指導は部活動指導員やスポーツエキスパート、兼職兼業の教員といった、日ごろより部活動を指導している方が担っているもの
- ②地域住民により自主的・主体的に運営され、地域スポーツの担い手としての役割をもつ総合型スポーツクラブが運営・指導を担っているもの
- ③各種競技団体・連盟が運営・指導を担っているもの
- ④地域にあるスポーツ少年団や民間のスポーツクラブが運営・指導にあっているものなど様々な形態があります。

(問) 地域クラブにおいて、指導者は不足していないのか。また、全市的な指導者バンク制度の創設が必要と考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 地域クラブ活動の指導者には、技術に関する指導力のみならず、学校部活動の教育的意義を理解しているとともに、部活動顧問がいない中での指導や大会引率に加え、生徒の安全管理や大会運営への協力等、部活動運営全般を担うことが求められるため、市内の中学校においては、そうした要件に合致する地域クラブの指導者の確保に苦慮している部活動も見受けられます。

議員ご指摘の「指導者バンク」につきましては、現在、スポーツ・文化芸術分野の指導者を求める個人・団体が、登録された指導者の検索・照会を行う「パスネットとや

ま」と呼ばれる県のシステムがあります。

市教育委員会といたしましては、県のシステムの活用も含め、先ほど富山市議会自由民主党の織田議員のご質問で答弁いたしました「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の中で、都道府県が示すことになっている「県全体としての改革方針」等を注視しながら、関係部局やスポーツ協会に加え、中学校長や保護者の代表によって本市が設置している「休日の部活動の地域展開に係る協議会」等において、「指導者人材バンク」について調査・研究を進めていきたいと考えております。

(問) 経済的理由による参加機会の制限を防ぐための支援制度を構築すべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 先ほど富山市議会自由民主党の織田議員のご質問で答弁いたしましたとおり、昨年12月に文部科学省から示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」においては、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築することが求められております。

現在、本市におきましては、中学生の部活動への積極的な参加に資することを目的として、令和6年度より就学援助制度の中に「部活動費」を設定し、中学校で行う部活動に必要な用具の購入費や経費等に対して援助を行っているところであります。

ガイドラインにおいては、「地域クラブ活動に関する認定制度」を設けることにより想定される効果として、「地域クラブ活動の運営等への公的支援」が掲げられており、市教育委員会といたしましては、今後、国や県、他都市の動向を注視しながら、地域クラブ活動への参加を希望する経済困窮家庭への公的支援の在り方について検討していきたいと考えております。

(14) 「古志はるかぜ学園」について

①富山市議会自由民主党 飯山 勝彦 議員 (3月5日)

(問) 開校後、子どもの発案をもとに教材・教具等を購入することについて、どのような教育効果を期待しているのか。

<教育総務課：教育長答弁>

(答) 学びの多様化学校である古志はるかぜ学園では、「This is my school」のコンセプトの下、不登校等の状態にある児童生徒が安心して学びを再スタートできるよう、可能な限り従来の学校の枠組みにとらわれることなく、自分たちの学校を自分たちで創り上げていくような教育活動を展開することとしております。

例えば、学び直しや探究的な活動時間であるマイタイムの授業において、児童生徒から「こんな楽器を演奏してみたい」、「音楽活動をやってみたい」などの発案があった場合、その活動の見通しを立てた上で、必要とする楽器や楽曲制作の機材を新たに整備するなど、児童生徒の自由な発想を具体化できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまたその延長として、学園の校歌を児童生徒が作詞作曲するといった展開につながれば、非常にユニークで、学園のコンセプトにも資する取組になるものと考えております。これは、あくまでも一例です。

また、児童生徒のアイデアを具体的な形にする道具や材料を購入し、例えば、施設周辺

の松林にハンモックやベンチを設置して自然の中で心や体を休めたり、解放するための居場所を創るといった取組も有意義ではないかと考えております。

市教育委員会といたしましては、限られた予算の範囲で、教材や教具等の必要性も含め、児童生徒の要望や発案をどのように教育効果と結び付けるか、まずは教職員と児童生徒が一緒になって考え、その上で、様々な活動を通じて、一人一人に「ここが自分の学校なんだ」と感じ取ってもらえるよう、子どもたちの多様な学びのスタイルや価値観を尊重しながら、社会的な自立に向けて一歩ずつ成長する場、さらには個別最適で主体的な学びの場となることを期待しているところであります。

(問) 授業はどのように行っていくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 古志はるかぜ学園の授業につきましては、人との関わりや集団での活動を苦手とする児童生徒が一定数いることから、まずは、教員との対話を大切にしながら、「個に応じた学習」を展開していくとともに、仲間と関わりながら学習したいと考える児童生徒に対しては、同じ学年だけでなく、イェナプラン教育の理念やエッセンスを取り入れて「異なる学年」の仲間と活動ができるようにするなどして、その子らしさを発揮しながら学習に取り組めるようにしてまいります。

また、学習の理解度や定着度に応じて学習内容やグループ編成などを調整する「習熟度別の学習」を行うことで、スモールステップで「できた」「分かった」という実感を積み重ね、学ぶ楽しさを味わえるようにしていきたいとも考えております。

加えて、古志はるかぜ学園周辺の、浜黒崎海岸や古志の松原の松林といった自然豊かな環境を活用した自然体験等についても、児童生徒と活動内容を相談しながら実施し、豊かな心の醸成にも取り組んでまいります。

市教育委員会といたしましては、転入学する児童生徒は、学習内容の定着度や心の状態が一人一人様々であることから、これまでの学校の枠にとらわれない柔軟な学びの形を展開してまいりたいと考えております。

(問) どのような教職員の配置がなされるのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 古志はるかぜ学園の教職員には、この学校のコンセプトである「This is my school」を実現するため、すべての児童生徒はユニークな存在であるという理念のもと、子どもを慈しみ、子どもの発達段階や心の状況をとらえた深い子ども理解に基づく授業づくりを推進するなど、教職員としての高い専門性が求められるものと考えております。

加えて、この学校は、現時点で校則等を設けておらず、必要であれば開校後に児童生徒と教職員が話し合いながら生活のルール等を決めていくこととしていることから、教職員には、児童生徒の多様な価値観を尊重しながら、共に学校をつくろうとする意欲と柔軟な対応力が必要であるとも考えております。

また、古志はるかぜ学園には、スクールカウンセラーや心理士、スクール・ソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門家を毎日配置することとしており、そういった方々には、児童生徒の小さな心の変化を捉えて支援するとともに、悩みを抱える保護者へのきめ細かな対応を行うことを期待しております。

市教育委員会といたしましては、古志はるかぜ学園には、児童生徒に寄り添う姿勢に加え、昨日、富山市議会自由民主党の横野議員の代表質問で答弁いたしましたとおり、この学校で勤務して得られた知見を次の勤務校で広めることができるような指導力や素養をもった教職員を配置できるよう県教育委員会に内申してまいります。

(15) 学びの多様化学校及び不登校の子どもたちの居場所や食の支援等について

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員 (3月10日)

(問) 古志はるかぜ学園の開校にあたって、転入学が決定した子は小学部で14名、中学部で22名、合わせて36名と、定員90名よりかなり少なかったが、この要因をどのように考えているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、古志はるかぜ学園の募集する児童生徒数を90名程度として、児童生徒や保護者等に案内しておりますが、この人数は、一人一人の児童生徒の状況に合った支援を実現することや、教室の数などといった施設面を考慮した受け入れ可能な人数の上限の目安であります。

先日、富山市議会自由民主党の横野議員のご質問で答弁いたしましたとおり、昨年11月の古志はるかぜ学園の学校説明会には91名の参加がありましたが、その中には、4月からいきなり登校することには抵抗があり、開校後に学校の様子を実際に見てから転入学を決めたいという思いをもつ児童生徒が一定数いたるところであります。

市教育委員会といたしましては、学校説明会には参加しなかった家庭からも、学校の様子を実際に見てからの転入学は可能かという問い合わせがあることや、今後、自身の状況に応じて学びの場を変更したいという児童生徒の年度途中の受け入れも視野に入れていることから、人数に余裕をもって学校をスタートさせることを想定しており、これまで学校に行きづらいつと感じていた児童生徒36名が、転入学を希望してくれたことをうれしく思っているところであります。

(問) 在籍のハードルが高い不登校の子どもたちの体験活動の場としての活用について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、これまで不登校支援施策の一つとして、家から出ることが少ない不登校児童生徒の外出する機会を創出する等を目的として、富山市子どもの村やファミリーパーク、科学博物館等の施設を活用した「体験活動事業」を実施してきております。

古志はるかぜ学園におきましても、学校周辺は浜黒崎海岸や古志の松原の松林といった自然豊かな環境に囲まれていることから、開校後は、こういった環境を活用した教育活動を展開していくこととしております。

市教育委員会といたしましては、まずは、在籍する児童生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指していくとともに、一定程度、学校運営が安定してきた時点においては、在籍する児童生徒とも相談しながら、自然豊かな環境に囲まれた古志はるかぜ学園を「体験活動事業」で活用する施設の一つとして検討していきたいと考えており、「体験活動事業」に参加した児童生徒が、古志はるかぜ学園に興味や関心をもつきっかけの一つになることを期待しているところであります。

(問) 転入学して在籍する生徒以外にも、学校に行けない子どもたちへの給食提供や、夏休みの学童保育への昼食提供に活用できないか。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 学校給食法では、学校給食とは義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食とされています。

さらに、学校給食実施基準では、当該学校に在学する児童生徒に対し授業日に実施するものとされていることから、古志はるかぜ学園に限らず、在籍する児童生徒以外への給食の提供を想定しておりません。

学校に行きづらい子どもたちに学校給食を提供する取組みにつきましては、令和7年3月定例会においてお答えしましたとおり、市教育委員会では、これまでも不登校傾向や学級に居づらいと感じている児童生徒のため、校内サポートルームを設置し、希望する児童生徒には給食の提供を行ってきているところであります。

また、地域児童健全育成事業における長期休業期間の昼食の提供につきましても、令和6年6月定例会において所管部局であるこども家庭部から

- ①(昼食の提供は)事業の委託先である各校区の運営協議会において判断されていること
- ②相談があれば、宅配弁当を活用した昼食の提供方法の例等の情報提供をしてみたいとの回答がされております。

古志はるかぜ学園の調理場を活用した、地域児童健全育成事業への昼食提供につきましては、仮に法が定める学校給食ではない昼食を提供する場合でも、人員体制の確保や食物アレルギー対応、費用負担や衛生管理面など多くの課題があることから、考えておりません。

(問) 小学校給食費の完全無償化を歓迎し、中学校給食費の無償化について、市長の見解を問う。

<学校保健課：市長答弁>

(答) 本市では、学校給食法に基づき、学校給食の実施に必要な多額の経費を市が負担している中、食材費分のみを学校給食費として保護者の皆さんにご負担をいただいております。

加えて、令和4年度から国の交付金を活用した学校給食費の負担軽減事業を実施しており、学校給食の提供に必要な食材費や配送費等、物価の上昇が続く状況において、子育て世帯の負担軽減に取り組んでおります。

さらには、令和8年度において、市立中学校の生徒1人当たりの負担軽減額を今年度の1万円から、1万5千円に増額することとし、必要な費用を本定例会に当初予算案として提案したところであります。

本来、義務教育段階における教育は、居住地に関係なく、全国で平等な教育環境を確保することが非常に重要であり、学校給食費の無償化につきましても、全ての自治体において実施できる必要があると考えております。

このため、中学校給食費の無償化につきましては、市独自での実施は考えていないところであり、引き続き、国の制度として、実施されるよう財源措置を講じることを国に要望してまいりたいと考えております。

(問) いじめについて考える期間の設定や啓蒙活動について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、年間を通じて、全ての教育活動において、教職員一人一人が、児童生徒に対し、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てる意識を持ち、児童生徒のみならず、保護者も含めて、「いじめをしない、させない、許さない学校風土づくり」の推進に努めております。

市内の小・中学校においては、

- ① 12月の人権週間にあわせて、朝の会に法務省が開催している「人権作文コンテスト」の入賞作文を読み、いじめについて考える期間の設定
- ② 児童会・生徒会が中心となった、言葉遣いを見直す全校集会やSNS利用に関するルールづくり等、児童生徒が主体となったいじめの未然防止
- ③ 自校のいじめ防止基本方針や児童生徒の状況を共有するための校内研修会の実施など、各学校が自校の実態に合わせて様々な取組を行っております。

また、市教育委員会におきましても、年次研修会等において、自身のいじめの認知と対応をチェックシートを使って振り返ったり、いじめに関する最新の情報が得られるような時間を計画的に設けているほか、保護者に向けて「いじめ防止啓発リーフレット」を配布するなど、様々な取組を実施してきております。

加えて、先日、富山市議会自由民主党の横野議員のご質問で答弁いたしましたとおり、いじめ対策推進班が令和8年度に向けて、新たに保護者や地域、児童生徒、教職員それぞれを対象とする、いじめの未然防止に関する音声付きスライド動画や資料を、年度当初の職員会議や学級活動、入学式等で活用してもらえよう準備したところであります。

議員ご指摘の「ピンクシャツ運動」は、全国的にも認知された大変有意義な活動であります。市教育委員会といたしましては、このように広く認知された活動の趣旨に賛同した個人や各種団体による取組、また、いじめを含めた多様な内容に関する個人や各種団体による啓蒙活動に対して、今後、行政としてどのように関わっていくべきなのかについては、他都市の動向にも注視しながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

(16) (仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業について

①政策フォーラム32 大島 満 議員 (3月10日)

(問) 有識者検討会議を設置し、博物館や資料館の再編や再整備の検討に着手する予定だが、富山市売薬資料館を廃止すべきと考えるが、見解を問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

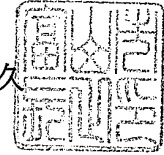
(答) 市教育委員会では、来年度、各分野の専門家からなる「博物館等施設あり方検討会議」を設置し、博物館等の施設について、再編の必要性や各施設の整備の方向性などを検討する予定としております。

「富山市売薬資料館」については、登録博物館として学芸員を配置し、富山の売薬に関する展示のほか、資料の収集・保管、調査研究の役割も担っており、「(仮称) とやまくすりミュージアム」とは役割が異なることから、現時点において廃止は考えておりませんが、最終的には「博物館等施設あり方検討会議」で出された意見を踏まえ、本市としての方向性を示してまいりたいと考えております。

行第 1233 号
令和8年3月2日

(宛先) 富山市教育委員会

富山市長 藤 井 裕 久



教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任について (回答)

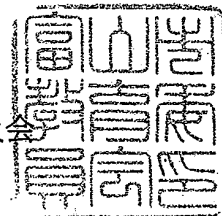
令和8年2月18日付け教総第3517号で協議のありましたことについては、同意します。

(担当) 企画管理部行政経営課行政管理係
電話 443-2021

教 総 第 3517 号
令和 8 年 2 月 18 日

富山市長 藤井 裕久 様

富山市教育委員会



教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任させたいので、次のとおり協議します。

記

- 1 委任させる職員
市民生活部長
- 2 委任させる事務
公民館の整備計画及び建設に関する事項（山室中部公民館の改築に関する事項を除く。）
- 3 実施期日
令和 8 年 4 月 1 日から
- 4 委任させる理由
老朽化が進む公民館について、市長部局が整備計画を策定し、維持管理と建設を一体的に所管することで、効率的な管理を図り、施設の更新及び集約化を推進するため。

（担当）教育委員会教育総務課
電話 443-2130

『令和 8 年度富山市学校教育指導方針』について

[学校教育課]

1 作成の趣旨

- ・各学校（園）が、今年度の富山市学校教育の方針や重点等の共通理解を図るための指針とする。
- ・各学校（園）が、教育指導における課題や改善事項を共通理解し、各教科等の指導における指針とする。
- ・学習指導の基礎・基本となる指導技術を共通理解する際の参考とする。

2 作成の観点

(1) 教育指導の重点事項

主体性のある子どもの育成

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ② 習得した知識・技能を活用した、思考力・判断力・表現力等の育成
- ③ 学習の基盤を形成している言語に関する能力の育成
- ④ 「確かな学力」の定着を図る規律ある学習態度の育成

(2) 第1章 学校(園)教育指導の中核となる14項目（一部抜粋）

- ① 「学校(園)経営」では、自他の命を大切にする指導の充実を図る。
- ② 「学年・学級経営」では、自己肯定感、自己有用感をはぐくむとともに、一人一人がかけがえのない存在であることを実感できる集団づくりに努める。
- ③ 「学習指導」では、子どもとの対話を大切にする。子どもが何を求め、何を考えているのかをとらえ、子ども一人一人の問題解決的な学習を支援する。
- ④ 「生徒指導」では、「生命の大切さ」の指導を徹底し、「命」について考える場を計画的に設定する。
- ⑤ 「外国語教育」では、「イマージョン的教育」の推進を図り、日常生活の中で自然に英語に触れ、慣れ親しむ機会を創出する。
- ⑥ 「現職研修」では、研修観の転換を図り、教職員一人一人が主体的に専門性の向上を図る研修を推進する。

(3) 第2章 教科等の指導

- ① 「主体性のある子どもの育成」の実現に向けて、各学校(各学級)の実情に応じ、「問題解決的な学習(PBL)」「イェナプラン的教育」「一人1台端末の活用」「学校独自の取り組み」等を切り口にして授業改善を進める。
- ② 各教科等では、「子ども一人一人が自分の課題や仮説をもって探究する姿」と学習過程における「まとめ・表現」の場を想定し、深い学びにつながる授業を構想する。

(4) 第3章 今日的な課題への対応

- ① いじめを許さない学校づくり、不登校児童生徒への支援や対応等共通理解を図り、即時に対応する。
- ② 「富山市立小中義務教育学校情報セキュリティ10の心得」「新教育ネットワーク環境を安全に利用するための運用ルール」を参照し、校務のDX(GIGA スクール構想)を推進する。
- ③ 「不祥事防止のためのチェックシート」を活用し、教職員の服務規律の確保について徹底する。

エンタメ・世のため？何のため？

～大道芸人、そしてチンドンマンとしての30年の歩みから～

講師

株式会社エイパックスエンターテイメント

たなべ かつなり

代表取締役 **田辺 桂也 氏**

プロフィール

富山市在住。高校生の頃からロックバンド活動を始め、各種コンクールで入賞を重ねる。32歳の時に出会った大道芸にカルチャーショックを受け、大道芸の道へ。

1992年ジャパンエキスポ富山博覧会で大道芸人としてデビューを果たし、その後、長男の誕生を契機にプロ大道芸人に転向。2009年に独立して芸能プロダクションを開設し、現在に至る。

1995年の第41回全日本チンドンコンクールに初出場。
以降、25回出場をされており、富山の春に彩を添えている。



※事前申し込みが必要です

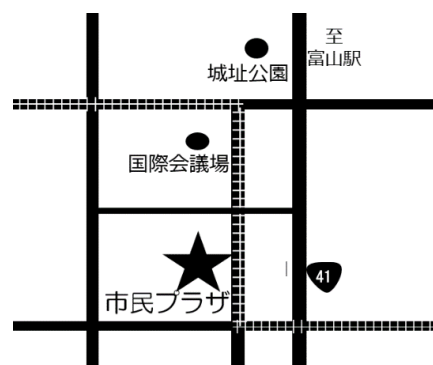
2026 4/15 (水) 13:30～15:30

定員 約280名(申込先着順)

会場 富山市民プラザ4階(南側)
アンサンブルホール
(富山市大手町6番14号)

お問い合わせ先 富山市民学習センター
(富山市民プラザ3階)

電話076-493-3500



★申込方法は裏面へ

申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

※ご提供いただいた個人情報は、厳重な管理のもと、富山市民大学運営に関する目的以外での利用はいたしません。

3/13(金)～申込開始

1 インターネット

・ホームページ専用フォームからお申し込みください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/NACS1HGO>



・市のホームページ No. 1018301 からもお申し込みできます。

2 窓口

受付時間:平日及び土曜日(祝日除く)
8:30～17:00

・下記の申込書にご記入のうえ、富山市民学習センター
(富山市大手町6番14号 富山市民プラザ3階)へ
直接ご持参ください。

3 電話

受付時間:平日及び土曜日(祝日除く)
8:30～17:00

076-493-3500 へ

-----切りとり-----

申込書

講座名	令和8年度 富山市民大学開講式・特別講演会
氏名	
電話番号	